

議案第 5 6 号

大野市教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の
遂行に関する要綱案

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市立小中学校の教諭、助教諭及び講師の標準的な職務の内容を明らかにす
ることを通じ、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにするため

大野市教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野市教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大野市立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第7号）第6条の5に基づき、大野市立小学校又は大野市立中学校に勤務する教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の標準的な職務の内容及びその例を明らかにすることを通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(教諭の標準的な職務の内容及びその例)

第2条 教諭の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務例」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(助教諭の標準的な職務の内容)

第3条 助教諭は、別表に掲げるものについて、教諭の職務を補佐することをその標準的な職務の内容とする。

(講師の標準的な職務の内容)

第4条 講師は、別表に掲げるものについて、教諭又は助教諭に準ずる職務を行うことをその標準的な職務の内容とする。

(教諭等の職務の遂行に係る留意事項)

第5条 教諭等の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 標準職務例は、校務の中で主として教諭等が行う職務の範囲を示したもので

あり、各学校に所属する全ての教諭等が一律に担うことを想定したものではないこと。

(2) 校長が校務分掌を定め、又は見直すに当たっては、標準職務例を参考にすること。

(3) 標準職務例に掲げられていない職務であっても、教育職員（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条に規定する教育職員をいう。）及び事務職員（以下「教職員」という。）の配置数及び経験年数、学校規模その他の学校、地域等の実情に応じて教諭等が担うことが必要と認める職務については、標準職務例に掲げている職務を整理し、及び精選した上で、校務分掌に位置付けることが可能であること。

(4) 校長が校務分掌を定める際には、教職員の配置数及び経験年数、学校規模その他の学校、地域等の実情を踏まえつつ、教諭等が担う職務の範囲が曖昧になったり、徐々に拡大したりしないよう、出来る限り具体的に定めること。この場合において、校務分掌が細分化し、各教諭等が結果として校務分掌の大部分を担当することのないよう、主任を中心として包括的かつ系統的に校務分掌を定めるとともに、特定の教諭等に職務が集中するなど職務の偏りが生じないよう、校務分掌の在り方を適時柔軟に見直すこと。

(5) 教諭等が職務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき教諭等の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員、専門スタッフ、外部人材等との連携、協力等が求められること。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

番号	区分	職務内容	職務内容の例
1	主として学校の教育活動に関すること。	教育課程及び学習指導に関すること。	教育課程の編成及び実施並びにその準備（学校行事等の準備及び運営を含む。） 児童生徒の学習評価及び成績処理
		生徒指導及び進路指導に関すること。	生徒指導体制の企画及び運営 児童生徒への指導援助 いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題への対応及び指導 進路指導方針の策定及び実施 家庭、地域、他校種及び関係機関との連絡及び調整 教育相談及び進路相談
		特別な支援を要する児童生徒のために必要な職務に関すること。	個別の指導計画の作成及び活用 個別の教育支援計画の作成及び活用
2	主として学校の管理運営に関すること。	学校の組織運営に関すること。	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営 学校業務改善の推進
		学校評価に関すること。	自己評価の企画及び実施 学校関係者評価等の企画及び実施 学校に関する情報の提供
		研修に関すること。	校内研修の企画、実施及び受講 法定研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整

		協力の推進に関する こと。	
		その他学校の管理 運営に関する こと。	学校の保健計画に基づく児童生徒の指導 学校の環境衛生点検 学校の安全計画等に基づく児童生徒の 安全指導及び安全点検